

(6) 港湾施設利用料

設備	種別	単 位	金 額				摘 要	
			水深-10m未満		水深-10m以上			
			外航船舶	その他の船舶	外航船舶	その他の船舶		
岸壁及び物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき 2時間まで	2.55円	2.79円	3.41円	3.73円	① 総トン数1トン未満の端数のトン数があるとき、その端数は1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のトン数の算出については、知事の定めるところによる。 ② フェリーボートが車両の積降ろできない棧橋に係留する場合は、一般船の係船料を適用する。 ③ 短距離航路とは、航路の距離が、100キロメートル未満のものをいい、中・長距離航路とは、航路の距離が100キロメートル以上のものをいう。 ④ 外国船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。	
		2時間超 4時間まで	2.98円	3.25円	3.98円	4.35円		
		4時間超 6時間まで	3.41円	3.73円	4.55円	4.99円		
		6時間超 12時間まで	4.55円	4.99円	6.06円	6.67円		
		12時間超 24時間まで	6.07円	6.66円	8.09円	8.90円		
24時間を超える場合 超える 24時間までごとに	8.09円	8.90円	10.24円	11.23円				
係留施設	棧橋 <small>(フェリーボートの接岸施設を含む)</small>	係船料	外航船舶		その他の船舶		③ 短距離航路とは、航路の距離が、100キロメートル未満のものをいい、中・長距離航路とは、航路の距離が100キロメートル以上のものをいう。 ④ 外国船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。	
			12時間まで	12時間を超える場合24時間までごとに	12時間まで	12時間を超える場合24時間までごとに		
			一般船	2.31円	3.09円	2.53円		3.39円
			フェリーボート 短距離航路 中・長距離航路	3.12円	4.16円	3.42円		4.56円
			高速艇	4.19円	5.59円	4.59円		6.13円
	及び 浮棧橋	入場料	入場する者1人(6才以上)1回につき	70円		-		
			常時入場する者1人(6才以上)1月につき	-		1,380円		
			車両1台1回につき	100円		2,040円		
			自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車、その他これらに類するもの	140円		2,650円		
			その他 車体の長さ3メートル未満	170円		3,770円		
車体の長さ3メートル以上5メートル未満	260円		5,460円					
可動橋	使用料	使用1回につき		13,570円		広島国際フェリーポート		

設 備	種別	単 位	金 額		摘 要
			車体の長さ5m未満		
広島みなと公園駐車場 ・ 広島国際フェリーポート駐車場 ・ 宇品波止場公園駐車場 ・ 広島港御幸松駐 車 場	駐車料	一般使用 1台1回につき 1時間まで	無料		① 車体の長さ5メートル以上は駐車不能 ② 一般使用の場合、使用時間24時間までごとの上限額は1000円とする。 ③ 広島港御幸松駐車場は時間利用券は無し。
		1時間を超える場合、超える時間30分までごとに	100円		
		専用使用 1台1月につき	12,570円		
	時間利用券 車体の長さ5メートル未満	180円券	100円券		
		11枚綴り	1,880円	1,030円	
		60枚綴り	9,900円	5,500円	
		100枚綴り	16,020円	8,900円	
	300枚綴り	42,420円	23,560円		

設備	種別	単 位	金 額	摘 要	
荷捌施設	荷役機械	30分までごとに	ジブクレーン 6,990円	・1級地 広島港の区域内に 存するもの。  ・1級上屋、1級CFS 広島港の区域内 に存するもの。	
			ガントリークレーン 34,650円		
	荷さばき地	1平方メートル 1日までごとに 1級地	8.36円		
	上 屋	使用料	穀物上屋 穀物槽1基につき 1日までごとに 穀物サイロ 1月までごとに		25,940円 5,437,080円
			1級上屋 1平方メートル 1日までごとに		23.03円
		くん蒸上屋 1平方メートル 1日までごとに	28,720円		
		1級C. F. S 1平方メートル 1日までごとに ゲートハウス 1平方メートル 1月までごとに	23.88円 2,400円		
旅客施設	旅客乗降用 固定施設	タラップ 使用1回につき	18,750円	・広島国際フェリーポート	
	手荷物 取扱所	1平方メートル 1月までごとに	2,000円	・事務室とは、港湾関 連事業のための事 務所又は旅客施設 利用者の利便に供 するための施設を いう。	
	使用料	ターミナル使用料 出国者1人1回につき 12歳以上 6歳以上12歳未満 事務室、売店、自動販売機その他これに類するもの 1平方メートル 1月までごとに	510円 250円 2,000円		
保管施設	野積場	1平方メートル 1日までごとに 1級地 舗装地 未舗装地	6.90円 5.26円	・1級地 広島港の区域内に 存するもの。	
	水面 貯木場	使用料	一般使用:1平方メートル1月までごとに 専用使用:使用期間が1年間で、かつ ア 使用面積3万平方メートル以上10万平方メートル 未満の場合 1平方メートル1年につき イ 使用面積10万平方メートル以上の場合 1平方メートル1年につき	20.78円 224.58円 187.15円	・野積場の使用に伴い その一部を現場事務 所、車両置場、洗車 場その他これに類す る施設として使用す る場合を含む。
船舶 給水施設	使用料	水量1立方メートルまでごとに	関係市町の水道料 金に82円を加えた 額		
廃棄物 焼却施設	引受料	廃棄物1立方メートルまでごとに	外航船舶 1,140円 その他の船舶 1,240円	外国船舶とは、消費税法 施行令第17条第2項第3 号に規定する船舶をい う。	
緑 地	使用料	露店類、自動販売機その他これに類する施設 祭礼、縁日等に際し一時的に設ける場合 1平方メートル1日までごとに その他の場合 1平方メートル1月までごとに	150円 1,030円	みずとりの浜公園、 観音マリーナ海浜 公園、広島みなと公 園、宇品波止場公 園	
港湾管理 事務所	使用料	広島国際コンテナターミナル管理棟 1平方メートル 1月までごとに	1,360円		
港湾施設 用地	使用料	専用使用 普通使用 1平方メートル 1月までごとに 1級地 特別地 特別使用 1級地 1平方メートル 1月までごとに 一時使用 1級地 1平方メートル 1月までごとに	172円+国有資産等 所在市町村交付金 383円 83.35円 5.84円	① 1級地 広島港の区域 内に存するもの。 ② 特別地 県管理の国 有地をいう。 ③ 特別使用とは、県有上 屋に倉庫等を設けるこ とにより使用すること、 又は地表の通常の利 用を妨げない範囲内 において上空を使用 することをいう。 ④ 港湾施設用地の使用 に伴い、その一部を現 場事務、車両置場、洗 車場その他これらに類 する施設として使用す る場合を含む。	

■ビジター船舶の用に供する港湾施設使用料については別に定める。

■広島港国際コンテナターミナルと海田コンテナターミナルの利用料金については別に定める。

■広島市、江田島市、坂町に管理の事務委託をしている港湾施設については、県が徴収しないので記載していない。